



交通事故などで 保険証を使って受診したときは 健保組合にすみやかに連絡を！

交通事故など第三者の行為が原因でけがや病気をしたときでも、仕事中以外・通勤途中以外であれば、保険証を使って病院にかかることができます。保険証を使って治療を受けたときには、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。

たとえば、こんなときは 第三者行為による傷病になります

- 自動車事故で、けがをしたとき
- 歩道を歩いていて自転車にぶつけられて、けがをしたとき
- 他人のペットにこまれて、けがをしたとき
- 不当な暴力行為を受け、けがをしたとき
- 外食して、食中毒になったとき
- ゴルフ・スキーなど他人の行為により、けがをしたとき



保険証を使って治療を受けた場合、 必ず「第三者行為による傷病届」の 提出を！

第三者行為によるけがや病気にかかる医療費でも、一時的に健康保険が使えることになっています。しかし、それらの医療費は健保組合が一時的に立て替えるだけで、本来、加害者が負担すべきものです。そのため、保険証を使って病院にかかった場合、後日、健保組合は加害者または加害者が加入する保険会社に、負担した医療費を請求します。

この請求には「第三者行為による傷病届」が必要ですので、できるだけすみやかに健保組合に提出してください。

なお、交通事故の場合、「交通事故証明書」等の提出が必要となります。交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行しますが、警察への事故の届出がないと発行されませんので、ご注意ください。

示談は慎重に、 事前に当健保組合にご連絡ください

自動車事故には後遺障害のリスクがありますから、示談は慎重にしましょう。

なお、健康保険で治療を受けたときは、加害者との話し合いで示談を結ばれると、その内容によっては、健保組合が加害者に請求すべき費用を請求できなくなる場合があります。示談をする場合は、事前に当健保組合にご連絡ください。



交通事故にあったら…



① 安全を確保

双方の負傷状況を確認し、必要な場合は救急車を呼びます。

② 加害者を確認

加害者の車のナンバー、運転免許証、車検証などを確認します。

③ 警察へ連絡

小さな事故でも、警察へ連絡が必要です。

④ 医療機関を受診

一見無傷でも、あとで症状が出ることがあります。

⑤ 健保組合へ連絡

保険証を使って治療を受けた場合は健保組合へ連絡が必要です。

自転車を利用される方へ



近年、自転車による事故が増えています。道路交通法上、自転車は軽車両に位置づけられますので、道路交通法の遵守はもちろんのことですが、万が一、交通事故にあつたときに備えて自転車保険に加入しておくとう安心です。

自転車同士、自転車と歩行者の事故も第三者行為による傷病にあたります。保険証を使って治療を受けた場合は、「第三者行為による傷病届」を健保組合へ届け出てください。また、警察への連絡も忘れずにしてください。

※車の任意保険に付随する人身傷害特約が自転車事故も補償する場合がありますので、確認してください。